

(第九部)

第三十八回
參議院商工委員會全

昭和三十六年四月十八日(火曜日)

午後二時二十四分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

川上
古池
信三君
為治君

○委員長(劍木事弘君) これより商工
付、予備審査)

○産炭地域振興臨時措置法案(内閣送
付、審査)

○商工会の組織等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付、予備
提出、衆議院送付)

○航空機工業振興法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○本日の会議に付した案件

正直君
光三君
幸雄君
昇君
利義君
登君
三郎君
信一君
吉雄君
長年君
正人君

本日は航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について参考人の意見聴取を行ない、質疑ののち、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法案について提案理由の説明を聽取することといたしました。

参考人の人選について委員長に御任願いましたので、お手元に配布いたしました名簿の通り二名の方に参考人として御出席を願うことといたしましてた。

以上御了承をお願いいたします

○委員長(細木亨弘君) まず、航空機工業振興法の一部を改正する法律の一
参考人 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

中華書局影印

本日は御多用のところ当委員会のために御出席を賜わり、まことにありがとうございます。すでに御承知のごとく輸送用航空機の国産化促進のための措置として、その設計、試作、製造等を行なっております。す日本航空機製造株式会社に対し、YS-11型量産準備のための資金調達に資するため、当分の間会社の債務について政府が保証することができます。当委員会といしましては、この機会に航空機製造株式会社の実情、その将来並びに量産機の販売の見通し等につきまして、生産者及び需要者の方々から御意見を伺い、今後の審議に資したいと存じ、御出席を願つた次第でありますので、忌憚ない御意見をお願いいたします。

なお、議事の進め方でございますが、最初にお一大体十五分程度で御意見をお述べ願い、御意見開陳の終わったのち、各委員から質疑を行なうことといたしますので、御了承を願いいたします。

それでは、初めに日本航空機製造株式会社専務取締役中島征帆君にお願いいたします。

○参考人(中島征帆君) 御指名によりまして、日本航空機製造株式会社の現在の状況を簡単に御説明申し上げます。

当社は三十四年の六月一日に、航空機工業振興法に基づきまして設立されたのであります。当社の目的は中型輸送機の試作を完成いたしまして、さうという趣旨でございます。設立当時の資本金は五億でございましたが、昨年度増資をいたしまして、現在の資本金は十八億五千万、そのうち政府出資が十億五千万、民間出資が八億、かようになっております。本年度さらに、本年度の事業に対しまして充てますたために、約これの倍額増資をもくろんでおりますが、そのうち政府出資の分十億だけは、本年度の予算として計上されてござります。全体の試作費予算是、四十二億六千五百万というところは現在の状況からいいまして、実際には若干これを上回る見通しでござりますが、人數にいたしまして標準で五十二人乗りと考へております。これは燃料を操作することによりまして六十名までは乗れます。また足を延ばしますためには、人數を減らして航続距離を延ばすといふこともできますが、この標準の姿におきましては航続距離が約一千キロ——千七十キロでございます。

これは大体東京から福岡まで行ける
といふ距離でございますが、六十名乗
りました場合には六百十キロでござい
ます。もしこれを、人數を減らします
と——三十名足らずまでいたします
と、二千三百キロ以上、この標準の二
倍以上に航続距離を延ばし得るといふ
性能でござります。それからスピード
は、これはジェットによつてプロペラ
を回す、いわゆるジェット・プロップ
でございまして、三千馬力のエンジン
二基を備えておりまして、巡航速度が
約四百八十キロでござります。この飛
行機の一つの大きな特徴として非常に
滑走距離が短くて済むということであ
りまして、これは比較的狭い飛行場
で飛び上がれるということ、なお操縦
の性能が非常にいい、操縦性がよいと
いう特徴を持っています。こういう
飛行機をねらいますまでには、いろいろ
これまでの実情から調査いたしまし
て、大体重さ、収容人員、あるいはス
ピード、距離といったようなものをこ
の辺が一番よからうという、いわゆる
マーケット・リサーチからいたしまし
て、結論を出しまして、これをねらつ
たわけでありまして、この数字は当社
ができます前にありました輸送機設計
研究協会時代におきましても、十分検
討を加えて出された結論であります。
ことから決定したわけであります。

なお、この飛行機に備えつけます。エンジンは、これはイギリスのロール・ライスのエンジンを使っておりま。機体その他、一部の計器を除きましては、これは全部国产であります。試作いたしました飛行機の数は四機でござりますが、そのうち二機は実際に飛ばせる飛行機でございまして、二機をもって飛行試験を行ないまして、大体地上でこわれると、こういうことになっております。現在の予定では本年末、三十六年度末まで一応機体の姿を完成いたします。約一年三ヶ月なさいあるいは一年半くらいかかりますから、目標といたしまして、昭和三十八年の八月ころには市販機を出せるようになつております。現在までの製作状況は、従つてこの日程によらまして設立以来進めておりますが、ほほこの日程に乗つておりますが、今まで去年の終わりごろからこしにかけまして、具体的に製作が一部完成いたしております。また機体の一部もすでに着手しています。現在の見通しといたしましておられます。現在の見通しといたしまして、本年度中に一応機体の方はできるといふことは間違ひなく言えるのではないかと思います。

で、この飛行試験を終わりましてと市販に移るわけでござりますが、本来なれば試験飛行を終わって滯空證明をもらつてから注文をとるというのが普通の姿であろうと思ひますが、現在の航空機状況から申しまして、できるだけ早くこの飛行機を実際の用に供するためには市販機の製作もなるべく急ぎたいとさうふうに考へまして、飛行試験後もこれは実用化し得るものでござります。残りの二機が荷重試験でござります。飛行試験終了後には市販機が出せるといふ状態にしたい。そういう意味におしまして、量産計画の一端に本年度着手したいという意図を持っておりまして、そうなりましたときには、やはりコトタートいたしますと同時に、やはりこの飛行試験終了後には市販機はせいぜい五機でござります。それから逐次増まして、普通の状態で参りましたときに、これは二、三年後になりますが、月産二機程度ができる上かります。市販機はせいぜい五機。それから逐次増まして、普通の状態で参りましたときには、これは二、三年後になりますが、月産二機程度が一応現在考えております製作数量でござります。もちろん需要がもつと多くなれば、これを倍くらにすることは不可能ではございませんが、一応その程度に考へております。大体全体といたしまして、昭和四十五年ごろまでに百五十機程度のもを作つて売れば、この飛行機は非常に成功したということになると思ひますたが、その目標に向かって市場開拓等につきましても今努力いたしておられる次第でござります。

なお、こういうふうに量産の準備をいたしましたためには、もちろんこれに對応する資金が必要でございますが、現在私どもが持つております資本金はござらないと思つております。何分にこれは試作機あつての資金でございません。当会社は自分の設備を持つておりません。工場を持つておりません。で、

設計をいたしましたものを既設の各会社に各部分担製作をさせるというやうな方をとつておりますので、従つて図面以外には担保物権も何もないわけであります。そこで実際の飛行機のはつきりした受注契約がない限りは、普通のベースでは資金を調達することが非常に困難でございます。従つて当初スターートいたしましたときには、やはりこの飛行機はせいぜい五機でござりますと申しますか、そういう意味で政府に對しましてある程度の政府の裏づけと申しますか、そういう意味で政府保証の形をつけていただくことが必要かと、こう考へまして、昨年来この点につきまして政府関係にお願いをいたしました。今回提出されておりますよもとのが私どものお願いでございます。まして、このスタークトをいたしたいといふのが私どものお願いでございます。なお、それではこの飛行機がはたして需要にマッチするかどうかという点でございますが、先ほど申しましたように、大体海外の実情を一応検討いたしました結果、このねらいが一番的確でありますし、また現在までに各國にいろいろといふところで出された型式があります。また反響等にかんがみまして、それは外國に対しましての一つのつかりますので、かなり諸外国におきまして、現在いろいろなアンケートも出し、またその他のいろいろと調査をいたしております。それが、その反響等にかんがみまして、飛行機の中でも一番多いのが御承認の通りDC-3機でござりますが、この飛行機はすでに製作を中止いたしまして、使われております民間定期航空路の飛行機の中で一番多いのが御承認の通りDC-3機でござりますが、この飛行機はすでに製作を中止いたしまして、使われるという時期になつております。そら十七、八年になつております。そういうものがまだ使われておりますが、たまに運航が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。

従つて予定通りの性能ができ、またその価額が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。従つて予定通りの性能ができ、またその価額が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。従つて予定通りの性能ができ、またその価額が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。従つて予定通りの性能ができ、またその価額が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。従つて予定通りの性能ができ、またその価額が適正であれば、十分に国内はもちろん外國に対する需要も求め得るといふことも現われてきております。

○参考人(美士路昌一君) 次に、全日本空輸株式会社取締役社長美士路昌一君にお願いします。

○参考人(美士路昌一君) 私どもは、ただいま國內路線の定期輸送をいたしておりますのですが、最近になりまして、旅客の利用者が非常に激増いたしまして、三十四年、三十五年度におきましては、それそれの前年度に比較いたしまして、三十四年度は三割以上の増加、三十五年度におきましては四割以上の増加といふような状態になつております。しかし、これはさわめて少ない機数でまだやつておりますので、地方に参りますと、一日一便とかあるいは二便くらいになつております。よくな、ほんとうの航空の利便を十分に提供いたしておりません。それで毎

年増強いたしまして、本年はバイカウントあるいはフレンド・シップというようなものを初め、コンベアあるいはDC-3を十一機ばかり増強し、明年も新らしい飛行機を六機注文するといふような状態になつております。

ただこの場合に、一番私どもが不便を感じるのは、いつも国産機があまりませんで、外國品を輸入しなければならぬ。外貨を入れますかわりに、それだけまた外貨を出す。同時にまた、一台の飛行機を買いましても部品までつけて買いますので、五億の飛行機に対しては必ず三割、それの三割程度の部品を輸入して持つて参らなければならぬ。こういうような状態でありながら、外貨を入れますかわりに、それを採用したというような状態になつております。従つて、これを御製作になりますときに、はなはだ僭越ではありますけれども、私どもの実用の経験あるいは希望をいれて、そのまま制作をしていただくように、私どもの方へ伺わせまして、お互いに協力ををして、そろしてこれを作るというよ

うな状態でございます。

申し上げるまでもなく、国産機が一につきますといふことは、私ども航空につきまして非常に利便であり、また、当然さるなければならぬのであります。これが参考になり刺激になると存じます。しかし、かたがた、どうしても早く国産機を作つていただきたい、かよろに考えておきましても、世界的に一体どれくらいの地位にあるかということでございまして、再出発いたしました場合に、おくれて日本は、技術水準や生産規模などから見ますと、世界的に一体どれくらいの地位にあつた立ちおくれたわが国の航空機工業は無理やり振興せんとする経済的、産業的な意味と、それから追い着こうとする目標はどんなところに置かれているかについてお伺いしたいのです。

○参考人(中島征帆君) 日本の航空機計画を最近立てておるのでござりますが、その間に、明年度の発注の分はす御承知の通り、ロールス・ロイスの世界で一番優秀な發動機を採用しております。これが私どもに一番の安心感を与えましたことで、これがもしできま

すならば、やはり私どもがそれ以前に発注いたします飛行機も、それに合つたものを採用いたしまして、国産機のできました折にすぐそのような場合に切りかえのできますように、バーカウント、フレンド・シップもローラス・ロイスの發動機を使っておりま

するので、国産機の御設計になつてお

ります通りのものを私の方で選びま

して、そうして切りかえますときにも、また併用いたしますときにも、不便のないようにいたしたいと思つて、それを採用したというような状態になつております。

そこで、そのほかの御質問につきまし

ては、そのつどお答え申し上げます

D C-3を増強いたしまして、そうして三十九、四十、四十一年度とこの三年度の目標で約二十機以上を国産機を使用するようならぬ状態になつております。

ただこの場合に、一番私どもが不便を感じるのは、いつも国産機があ

りませんで、外國品を輸入しなければ

なりません。外貨を入れますかわりに、それを採用したといふことは、

も、また併用いたしますときにも、

不便のないようにいたしたいと思つて、それを採用したといふことは、

ます。

では、これより参考人に對する質疑を行ないます。御意見のある方は順次御発言を願います。

○委員長(鈴木亨弘君) ありがとうございます。

では、これより参考人に對する質疑を行ないます。御意見のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まず最初に、私は中島さん伺いますが、日本の航空工業界を

おなじみます。御意見のある方は順次御発言を願います。

申しますと、この飛行機の設計に

つきました、設計の途中に、エンジンの協力をいたしますロールス・ロイスの技術者が参りました。いろいろと打

ち合わせをいたしましたが、各製造

企業でござりますが、現在私どもが

大体私どもが今日この国産機に期待しております点は、大体右のよう

であります。

申しますと、この飛行機の設計に

つきました、設計の途中に、エンジンの協力をいたしますロールス・ロイスの技術者が参りました。いろいろと打

ち合わせをいたしましたが、各製造

企業でござりますが、現在私どもが

大体私どもが今日この国産機に期待

しております点は、大体右のよう

であります。

偶然の要素に立つことができない。確実な需給の見通しに立たぬと、いろいろ偶然の要素、期待・希望的な観測ではないということは、まあこれは歐米の航空事情を見ましても、今近藤委員の質問された絶対的な偶然の要素に頼らずに、確たる需給の見通しを立てることが、資本投下の膨大性、製作が長期の日数を要するというような点から、今われわれも健全な発達をこなすために、この需給計画といふものには本日いただきましたが、やはり相当これは検討をするのじゃないか。近藤さんの質問された点も、そういう点じやないかと思うのですが、そういうことを含めて一つ。

○参考人(中島征帆君) 順序からしまして中田委員の御質問から先にお答えいたしますが、需要はもちろんできるだけ的確につかむべきであります。

われわれそれをやらなければならぬわけでありますけれども、その前提とい

たしまして、先ほど申しましたように設計協会時代にその道の専門家を入れられて十分にマーケット、リサーチをやり、仕様の決定をして、このタイプであれば相当需要が期待できるという結論が出されたのであります。それが事前に調査でございまして、しかも当時におきまして現在でもそうであります。従つてこれに対しましてたとえばその一割くらいを期待することとは、それほど過大でないということは言えると思うのであります。ただしこのねらつております飛行機の性能その他が市場にマッチしなければ、こ

れは問題にならぬわけですが、その点

につきましては、現在各國で開発をしております。この競争機になり得るよ

うな飛行機がわかつておりますが、この目安を持つております。これは今

飛行機の新らしい機種の開発には相当な長い年月を要しますので、最後まで隠しておいて、最後に新しいも

のがばつと出るということはあり得ないわけです。従つてここ数年以内に出

てきます飛行機の種類といふものは大体わかつておりますが、この飛行機に

対抗馬となり得るものは、まあ考え方によつては三機とか、五機ございま

ります。まあ幾機ございますが、これらのものを見ますといふと、いずれも当社のYS-11に比べまして一長一短はございます。

あるいは有料荷重の大きなものをねらうか。あるいは滑走路離の短いものをねらうか。航空距離の長い方をねらうか。そういうふうないろいろなねらうか。あるいは競争機を比べます場合に、いろいろ特徴が違いますので、完全にこれと同じベースで競争になるといふのはありません。

また、どこから見ても、これは優秀であります。従つて競争機を比べます場合に、いろいろ特徴が違いますので、完全にこれと同じベースで

競争になるといふのはありません。

○近藤信一君 それからもう一つは、今計画されて、最後は四十五年という

ことになつてゐるわけなんですが、特に航空機の進歩といふものは私は目ざましいものがあると思うのです。いわゆる軍事用の戦闘機にいたしまして

も、これは次々と性能は変わつてくるわけなんですね。その場合にお宅が發

足して数年かかるでこれにいくわけですが、そのころには、旅客機もさらに

進歩をしていくて、今あなたの方で計画しておられる、この旅客機がその当

時にあらだめになつてくると、こういう危険も私はあると思うのです

が、そういうこともあなたの方では計算に入れて来年の計画はどう、その次

はどう、その年次的な計画の変更といふのが使われておりまして、それが設計

の常識でございまして、そういうことから、当分中短距離に對しましては

ターボ・ジェット、ターボ・プロップの方が適当であるといふ、これも一

つの常識でございまして、そういうことから、当分中短距離に對しましては

ターボ・ジェットが使われる、その

費用を含めて人件費等でなくなつてゐるもの、そういう区分をするわけ

あります。もし御必要があれば、資料を作りまして、その点はつきり数字

を申し上げます。

それから投資関係は、そういう関係でござりますので、たとえば電話線を

偶然の要素に立つことができない。確実な需給の見通しに立たぬと、いろいろ偶然の要素、期待・希望的な観測ではないということは、まあこれは

飛行機の新らしい機種の開発には

相当な長い年月を要しますので、最後まで隠しておいて、最後に新しいも

のがばつと出るということはあり得ないわけです。従つてここ数年以内に出

てきます飛行機の種類といふものは大

きです。従つて今申し上げた通りでござ

いませんけれども、航空工業の常識といたしましては、新しい機種

を開発しますには、相当な年月が要する

ことがありますので、一応伏せさせてい

ますが、一応そういう御心配もある

ます。

○参考人(中島征帆君) その点でござ

ります。

○近藤信一君 日本航空機製造株式会

社の資産の内容は、一体現在どのよう

になつておるのか、それから資産内容

で説明していただくのと、それからも

う一つは、特に前渡金や投資関係など

に關してその内容といふことについ

て、若干お聞かせ願いたいと思いま

す。

○参考人(中島征帆君) 当社の資産と

いたしましては、純然たる資産としま

しては、現在社宅を作つておきました

から木造の設計室の一部を

作つておりますが、そいつたものが

ございますが、それ以外には固定資産

として、それから木造の設計室の一部を

なくとも初め予定しております機数を

生産する間ぐらの期間におきまし

て、全然予期しないような新しい飛行

機によってとつてかわられるといふ心

配は常識的ではない。またたとえば

ジエットがうんと進歩いたしまして、

さらに長距離、あるいはさらにはイ

スピードのものが出ていたしまして、

スパイクのものが出るといたしまして、

も、ここでねらつておりますよう中

距離あるいは短距離の飛行機に対しま

しては、現在のところにおきまして

は、いわゆるピュア・ジェットより

もターボ・ジェット、ターボ・プロッ

ク

の方が適当であるといふ、これも一

つの常識でございまして、そういうこ

とから、当分中短距離に對しましては

ターボ・プロップ機が使われる、その

期間も相当長いということは、一応わ

れわれの間におきましては、まあ常識

のあれになつております。従つて、

急に新しい進歩によつてこの飛行機が

だめになるということは、ここ数年の

うちに起つたということは心配しない

持つとかというようなもの以外には投資はございません。

○近藤信一君 従来はほとんど研究関係におおよその費用というものは費しました、こういうことですか。

○参考人(中島征帆君) 純然たる研究費いたしましたは、これは設計研究協会でしておるわけであります、その引き続いたしておりますと、そういう飛行機の型が確定いたしましたときに、それをいろいろ風洞試験等やるわけであります。そういったような試験が一部繼續いたしておりますと、そういう試験的なものもございますけれども、一番の大きな試験部門といふものは、今後試作機が完成いたしましたあとで、地上試験、飛行試験に費す費用が必要です。従って現在までに設計に費されました費用が一部あります。

○近藤信一君 今回の法改正によりまして、結局会社の量産準備資金、これは九億円のうちの三億円について当分の間政府が保証するということになつておるのであるが、その三億円の借入金は運転資金でございますが、それとも設備用に使用されるのか、それからまた長期的にかかるのか短期か、どうした点から、どんな金融機関からあなたの方では借りることを予定しておられるのか、この点いかがですか。

○参考人(中島征帆君) この量産資金は、性質におきましては運転資金でございまして、いわば短期でございまます。ただ飛行機の製作が二年余り要しますので、いわゆる普通の短期とは違いますけれども、性質上は流動資産に

なる。従つて設備資金的な融資は受けられませんで、やっぱり性質上は運転資金としての金融を受けるというふうなことになります。

○参考人(中島征帆君) ば開銀資金の貸付に乗るわけでありますが、当社といたしましては、そういう設備は持ちませんので、直接開銀資金が当社くるということは、今の制度ではむずかしいでございます。

従つて一般の市中銀行からのこれはおそらく協調融資の形にならうかと思いまが、そんなような格好でもつて当社には貸していただきたいことにござるが、あるいはもう一つの道といつしましては、要するに量産資金と申しますのも、注文を見通しましての融資でござりますので、たとえば発注主に対する融資で、たとえば前渡金などがありますが、本年度三億と申しておりますのは、大体量産機を三十八年度から出すためには、本年度から一部準備をしなければならぬ、たとえばエンジン等はもう本年度内に発注することができますとさうして、そ

いつたようなことのために、本年度大体九億円ぐらいの金が要るだろう、来年度になりますとさらにそいつがふえ

るわけでございます。ですから来年度三億では足りませんので、さらにもう少しやしてもらわなければならぬといふことは同じ考え方を持ちますといふと、当然三億で足りませんので、さらにもう少しうやしてもらわなければならぬといふことは、あいまいな形でござりますから、そ

れに対する設備融資の意味で、たとえば開銀が民間航空会社にするといふことができますならば、そんな形でましてもそれを前渡金でもらうといふことに予定しておりますといふと、必ずしもこちらで

なりますといふと、必ずしもこちらでそれを前渡金でもらうといふことに予定しておりますといふと、必ずしもこちらでそれを前渡金でもらうといふことに予定しておりますといふと、必ずしもこちらでそれを前渡金でもらうといふことに予定しておりますといふと、必ずしもこちらでそれを前渡金でもらうといふことに予定しておられますといふと、こういふことにならぬなります。その辺の関係がどうなりますか、今後の問題だろ

うと思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、政

府で保証するといふ資金は運転資金であり、短期間だ、こういうことになるわけですが、あなたの方では、当分の間政府の保証ということがあるわけですね。

○参考人(中島征帆君) この当分の間の意味は、たとえば三億保証しても

けれる道も出てくるかと思います。また前渡金などがありましたら、その分だけ負担が軽くなりますので、その辺の期間といふ意味でございますが、これが負合いがどうなるかということがこれから見方になるかと思います。

○近藤信一君 そういたしますと、当分の間といつても、これは今のところ申しておきますのは、まあ今年度三億と本年度でござりますが、本年度三億と具体的に申し上げますと、三十六年一申しておきますのは、大体量産機を三十八年度から出すためには、本年度から一部準備をしなければならぬ、たとえばエンジン等はもう本年度内に発注することができますとさうして、そ

うふうなことを考えた場合に、やはり

せつかり政府の保証の制度があるの

だから、これをもらわなければ貸さない、こう言われた場合にはまた政府に

泣きつかなければならぬ、こういう事

態も起らぬとも限りませんけれども、私どもはなるべくそういうことの

ないように、せめて二、三年たてば普

通の商業ベースでいくよろにしたい、

こういふふうに考えております。

○近藤信一君 そこで、だれもが考

えますことは、三億円、この三億円ぐら

いの資金といふものは、あなたの方の

ないよう、せめて二、三年たてば普

通の商業ベースでいくよろにしたい、

こういふふうに考えております。

○参考人(中島征帆君) その

ことは、三億円、この三億円ぐら

いの資金といふものは、あなたの方の

ないよう、せめて二、三年たてば普

通の商業ベースでいくよろにしたい、

こういふふうに考えております。

○参考人(中島征帆君) それが期待で

きれば、私ども非常にありがたいので

ありますけれども、ただ、たとえば本

年九億といふものの中、外國に

発注しますエンジンの前渡金といつた

ようなものは、これはちょっと払わな

ければなりませんし、これを機械会社

に保証しろというのも無理かと思いま

す。それから同様に、いろいろな機械

いうことだけは申し上げて差しつかえないじやないかと思ひます。

○近藤信一君 そいたしますると、

の従業員の養成といふことが、今度は必要になつてくるのですが、この点の方針はいかがですか。

○参考人(美土路昌一君) これを申し上げますと、えらい話がほかの方になりますので、私どもが非常に平素希望しておるところを申し上げさせていただきたいと思います。

御指摘のように、日本でパイロットは、飛行機を幾ら金をもって買いましても、増員をいたそりといたしましても、なかなか養成ができませんのです。航空大学はわずかに年度に三十名、その大学で養成されますそれが出来ますと、あと少なくとも一年半か二年ぐらいたしませんと、ほんとうの旅客機の機長になれないのです。で、それまでに使用事業の方をさせますとか、あるいは定期航空の路線の短いところのコ・パイロットにさせますとかといふようなことで、養成をして参りますのでござりますが、最初のうちは、戦争中に飛行機に乗つておった人が相当数余つておりましたので、もとの空に戻りたいといふので操縦士も相当とれましたのですが、最近にはほとんどそれが全部ないようになりますて、ただ、この航空大学の卒業生を待つだけでございますが、それにいたしましても、大体年間私の方だけでも五十名前後の人間を養成しなければなりません。日航もやはり非

常にたくさんの操縦士を要しまして、現在足りなくて、まだ外人を雇つておるのをやめることができますかねという状態でございます。それで非常に困りますが、これに見合つところのパイロットですね、パイロット及び他の従業員の養成といふことが、今度は必要になつてくるのですが、この点の方針はいかがですか。

○参考人(美土路昌一君) これを申し上げますと、えらい話がほかの方になりますので、私どもが非常に平素希望しておるところを申し上げさせていただきたいと思います。

御指摘のように、日本でパイロットは、飛行機を幾ら金をもって買いましても、増員をいたそりといたしましても、なかなか養成ができませんのです。航空大学はわずかに年度に三十名、その大学で養成されますそれが出来ますと、あと少なくとも一年半か二年ぐらいたしませんと、ほんとうの旅客機の機長になれないのです。で、それまでに使用事業の方をさせますとか、あるいは定期航空の路線の短いところのコ・パイロットにさせますとかといふようなことで、養成をして参りますのでござりますが、最初のうちは、戦争中に飛行機に乗つておった人が相当数余つておりましたので、もとの空に戻りたいといふので操縦士も相当とれましたのですが、最近にはほとんどそれが全部ないようになりますて、ただ、この航空大学の卒業生を待つだけでございますが、それにいたしましても、大体年間私の方だけでも五十名前後の人間を養成しなければなりません。日航もやはり非

困難がござりますので、たまたま御質問を受けましたので、ぐち話をするとよろしくです。

○近藤信一君 最後に一つだけ中島さ

んにお尋ねしますが、先ほど美土路さんも御要望の中に言つておられましたように、安全性といふことが、第一の問題である。まあ安全性の性能をつけた飛行機、こういうことになるわけです。

が、あなたのところで、今度YS-11機に重点を置いて製造されるわけですが、このYS-11機は、安全性の点について完璧が期せられるかどうか、こ

は、われわれも政府にお願いをし、ぜひとも拡張していただきたいといふことをございますが、毎年予算が削られるような状態でございまして、ぜひともこれを拡張して、その正規の操縦士を出していきたい。外国には、アメリカあたりでは御承知のように數十に上る民間の養成学校がござりますけれども、日本にはまだ一つもございません。そういうような状態で、一に、何と申しますか、政府から半數いただきまして、新規の養成学校がござりますけれども、日本にはまだ一つもございません。そういう安全性的な基準が古いものでございます。それが最近改められまして、新しい基準が出ておりますが、

新しい基準でできます飛行機はつい最近のものしかないです。で、このYS-11機はその基準にのつとつて作られておりまして、十五人の乗組があるだけでござります。あと十五人の乗組があるだけでござります。あと全部そういふうな工合に……。それでこれがまた数字を申し上げて失礼ですけれども、一人養成

をいたしましても、使用事業に乗せるのが、無理してやつているような状態で、乗員養成に多額の金と困難と、それから第一、人を集めますことに実に

輪目に見ていて、こういうのが一つござります。

○参考人(中島征帆君) それからもう一つは、従来でありますと、実際にそれがはたして予期通り

の性能が出るかどうかといふことは地上試験もそうでありますし、また、実際に飛ばしてみないとわからないといふ事態が非常に多かつた。ところが、最

近御承知のようにいわゆる電子計算機の発達によりまして、ある程度の、たゞいましては、これも全日空でお使いの性能が出るかどうかといふことは地

上試験もそうであります。それで、実際に飛ばしてみると、それが実際によくなるかということは、ものができる前に、もとまで電子計算機等で相当

はたしてどの程度正確なものかどうか

しては非常なる確信を持つておるので

すが、具体的に申し上げますけれども、現在まで飛んでおります古い飛行機は、これの滑空性基準と申しますが、そういう安全性的な基準が古いものでござります。それが最近改められまして、新しい基準が出ておりますが、

日本にはまだ一つもございません。

なつております、最初に入りました一番新しい、コンペアの440といふのがあります。これはYS機より少し小型でございますが、これは両方ともピストン・エンジン、従来のジェットを使わ

ないピストン・エンジンでございま

ります。それからターボ・プロップ――ジェットでプロペラを回す飛行機といふのは、これらも全日空でお使いになりますが、バイカウント、

アブロの方はこれもやはりYSよりは小型でございまして、三十人から四十人ぐらいたしまして、これから今イギリスが開発しております出初めておりますアプロ748、アブロの方はこれもやはりYSよりは小型でございまして、三十人から四十人ぐらいたしまして、これからバイカウントの方は、大体YSと大体同じ五十二、三人といふのでござります。大体形としては同じ。そういうものがあります。もう

一つ、現在、やはりこれも先ほど、美土路社長からお話をありましたように、今後入ってくる予定のオランダの飛行機、フレンドシップ、これもYSと比べてちょっと小型でござりますが、これがターボ・プロップでありまして、大

幅これと競争的な立場にあるといふこと、それに基づいてさらに相当長時間にわたりまして飛行試験するわけでありますから、今後におきましては、新しく出る飛行機といふものは、従来とは格段の安全性を持つておるという

ことは言えると思います。

○中田吉雄君 このYS-11機の性能を見ますと、充電の広告みたいに、もう最高級の優秀さが呼ばれておるのであります。それが、国際的にこれと同じような競争関係にあるといいますか、そういう種類は、どんなものですか。

○参考人(中島征帆君) この表に出でておますが、現在全日空でお使いに

あります。

なつております、最初に入りました一

番新しい、コンペアの440といふのがあ

ります。これはYS機より少し小型でござりますが、これは両方ともピスト

トン・エンジン、従来のジェットを使わ

ないピストン・エンジンでございま

ります。それからターボ・プロップ――

ジェットでプロペラを回す飛行機とい

ふの方がすぐれているのじやないか。あ

とのコンペアの方は、ピストン機の旧

いろいろな点で、しかも滑走路におさまることも、いろいろが長いということになっておりまして、これに對しましては、どこから見てもこちらがすぐれていると、むしろ人數の多いのが欠点と言えは言えるかも知れませんが、その程度で、フレンドシップ、アプロというの、——アプロは小型でございますが、それだけに全般的に性能を比べますと、YSに比べて特に優秀だという点はないわけです。この点は、私たちもそういつたような外國のことにつきまして詳しく述じませんから、若干間違てるところがあるかも知れませんが、そういうふうに承知しております。

それからフレンドシップは、似たようなものでございますが、結局、問題になるのは値段だと思います。コンペア等は、古い型の飛行機でありますので、現在これがどの程度の値段で売られておりますか。全日空などでは、これは現在借りてお使いになつておると思ひますけれども、中古機等の販売価格、あるいは貸付価格といふのは、非常に測定になつております。ですから、それと比べますと幾らか心配でござりますけれども、そういうものを常態として比較する必要はないのじやないか。それからあとのものにつきましては、これはたとえばバイカウント等は、うちのものより高い高々ござります。それからアプロは、これから出る飛行機でございまして、一応雑誌等に載っておりますのは非常に安く販売されておりますけれども、はたしてどの程度のものなのか、この値段につきましては、あまり條々に申し上げるのは危険でありますのは、たとえば何億円と

申し上げましても、どの程度の差異をもつておるのかといふことが、具体的にこまかく調べませんと、片一方にあらうものが、片一方の飛行機はそれがないものの値段といふことがあります。しかし、簡単には判断することもできませんので、一応の宣伝文句通りに考えますと、アプロあたりは値段が安いといふのが、一つの特徴かと思います。しかしながら、比較することはむずかしいときがありますけれども、今のような範囲で比べますと、大体いずれもこういった飛行機は、YSとの競争圈内にあるということは言えますが、少なくともこちらが閻外にはそれでいるということは絶対に言えないと思います。

おける軍用機の生産的地位が非常に半分以下になつて、それがそのままミサイルに変わつていくというふうに、特にさつき言われたようなエンジンのすぐれたロールス・ロイスとフランスの会社というのと提携していくというようなことから、十年もかかってやっと百五十台作られる、歐米各国では非常に軍用機をやっておる、戦後の歴史もありまして、非常に量産が優秀な機械ができたりすれば、非常に競争力ができる、今の段階では相当な性能が予想されても、航空機事業の再編成、輸送機に重点を置くといふようなことから、かなり国際競争でも苦しい立場に置かれるのじやないかと思うのですが、その点はどうですか。
○参考人(中島征帆君) これは先ほど申し上げましたけれど、たとえばサイルが、そういう方面に使われるかどうか知りませんが、非常に長距離の国際線というものを考えますと、これはスピードができるだけ早い方が、足ができるだけ長い方がいいということになりますと、現在のジェット機でもあります。さらに優秀なものができれば、それについて考えるということは、これをおきましては、これは、少なくともわれわれのねらつております中距離あるいは短距離の場合考えられなければならぬかもしれませんのが、少なくともわれわれのねらつておられますハイ・スピードのものは要求する限度がございまして、またスピード

が早くなればなるほど、高空に上がるが
なければならぬということがあつて、
非常に経済性という点から考えま
でも、やはりジェット機の入り込む
地が非常に少ない、そういう意味から
いいまして、われわれのねらっておりま
すような用途におきましては、ターボ-
プロップが最も適しているといふこと
が一つの常識でございまして、しか
も、たとえば今お話をありますように、
軍用機等から輸送機の方に転換する
る、そういうものが出てくるおそれはな
いかといふ御趣旨であるかと思います
が、かりにそういうものがございまして
も、本来初めから、こゝにいろいろな用途
に対して設計されました輸送機とい
うものと、現在の軍用の輸送機、あるいは
戦闘機とか、あるいは爆撃機とい
うことで設計して、これを転用さ
る、若干設計の変更と、いうことを比
較した場合には、どうしても後者に無
理がございますから、どうしてもこれと
対抗することはできない。ただ非常に
従来の型に近いものが、そこで工夫せ
られまして、それを大量に輸送機とし
て製造するということになりますと、
開発費等につきましては、現在までの
軍用機で償却しているという事情がか
りにあれば、割合安い値段で供給する
といふことが、これはあるかもしませ
んけれども、ただ、現在のよろず輸
送機事業の実情から見まして、特に
中、短距離機に対しまして非常に多量
な生産をもつて、たとえばわれわれの
ように、これから出そうといふ、すで
に計画を持つておるよろくな航空機を生
産するということは、ほかの品物と
違つて非常にむずかしいのじやない
か。

やつぱり飛行機につきましては、新しい機種については十分な技術的な知識づけと、それから価格その他信用いろいろございまして、しかも飛行機の寿命といふものは、案外長いわけでありますから、現在ありますのが、需要が急速に何十倍というよう伸びれば命といふものでありますけれども、現在のように一割とかその程度の伸びでありますから、現在のところは、それで安くするからほかのものを排除して世界の市場を席巻するという事態は飛行機については起こり得ない。やはり逐次入り込むというのが普通の次第でありますので、かりに今のよろぎで用機からの転換が起つたとしても、すでにもうこういったような専門家の飛行機がYSに限らず、すでに着々できかかっておりますから、それを購入しのける段階は決してないと思う。こういうふうに考えていいんじゃないかな、と思います。

番飛行場の問題が大きいのですが、おととしもやり、去年もその世界各国の大・公使館、航空機の需要家、メーカー等を呼んで、垂直上昇機というものを非常に重要視してやつておつたりすると、これの速力とか、その他のことは私不案内なんですが、相当、これは大きな影響を持つんじゃないかと思うんですが、これをどう評価されていますか。

それに関連しましてローカル線を開拓されるのは、飛行場の問題がかなり隘路になつてあると思うんですが、そ

ういうものができれば、私はローカル線の非常に開拓する可能性ができると思うんですが、美土路さん、これについて、どうお考えですか。

○参考人(中島征帆君) 最初の十年間かかる百五十機ということございまして、これは年間標準二十四機と申上げました。でも、これは非常に少ないようございまして、先ほど申し上げました

中島さん、一つどう評価するか。

性能は、ある程度できておりますけれども、はたして採算的にどうかといふ点につきましては、全然問題外であります。これは、現実の例を申し上げましても、たとえばヘリコプターというものは非常に便利でございますけれども、あれも採算という点から考えます

と、とうてい飛行機に対抗するようなコースでは使えないというのが一般的な考え方でありますから、それよりさ

らに垂直上昇性と、しかも水平の速度を持つたものを作るということは、非

常にまだ今後研究の余地が相当あります。これが、これも私、似たような飛行機の外因の計画を調べましたが、やはり英米におきまして、この型の飛行機で、旅客機部門といふものは、三十機からせいぜい五十機ぐらいが標準のようございます。ですから二十四機と

いうのは、必ずしも少なすぎずの生産規模じゃない。それからこれもまあ需要のつき方が、おそらくその程度であります。ですから内輪目の前提から考えておりま

すので、もし非常にこの評判がよく持つておるわけであります。少なくともY-Sに対抗する時期におきまして、この次の段階には、これを一つやろといふことは、まだ各國とも始めたところですけれども、われわれとしまして

しこれは、まだ各国とも始めたところでござりますから、将来の問題でありますけれども、われわれとしまして

飛行機を受け取りに整備員等、操縦士の実力がござりますし、設計面で特

に外因の協力を得なければならぬといふことは、今後の大きな課題の一つにはなると思います。お話をのように国内でのどのくらいピュア・ジェットを使ひかといふ問題が相当ありますけれども、これは幹線か、あるいは近距離国際線をやりますときには、必ずジニア

ト時代もくるだろうと思ひますが、大体一般の国内航空ではターボ・プロップぐらいが一番当面は適切じやないかと見えております。そういう形の協力はできると思いま

すが、これから垂直上昇機等は、これは、ま

あ今後大いに発展するだらうと思いま

すし、これが非常に格安にできれば当然の脅威でございますが、これは一つ

の革命的なやつぱり事柄にならうと思

います。ただ現在、いろいろ飛んでお

りますけれども、これは全日空の方か

らお答え願つた方がいいかもしませ

んが、まだ試験時代でございまして、

それが私の方でも垂直ヘリコプター

の問題は、相当な関心を持つております。そして、そうして技術委員会の方で、こ

れもフォローしてデータを集めて研究

を続けております。それでできました

らば、その価格の問題と、それから操縦をいたしますのに、どれだけの安

全性と、それから速力が出るかをよく

確認をいたしますので、飛行場のむしろないと、こうして、飛行場のむしろないと、

確かめまして、飛行場のむしろないと、

でやつてあるような形にやれば、もつ

とスピードアップして、七年とか八

年、十年おくれてプランクがあるとい

うようなことを、急速に取り戻すこと

はできないのか。その点、

○参考人(中島征帆君) ピュア・

ジェットといふような問題になります

と、あるいはそういうようなことを考

える余地があるかもしれません、こ

の程度の型の飛行機でありますから、

十分少なくとも設計程度までは日本で

ありますが、私はあれよりかもつと航空輸送

の増加率は多いのじゃないかと思つて

おります。これはまあわれわれが国

会で外因に行かしていただいて、地

球を一回りするよりか五千キロぐら

い……、全然汽車に乗らずに飛行機で

行つて、もうアメリカ等では汽車はア

フタスーン・インダストリー、斜角産

業、もうロスアンゼルスの飛行場では

三分置きくらいです。特に日本のよう

に道路をつけるような余地のない国で

は、飛行場あるいは垂直上昇機ができれば、私は、もっと、主要幹線だけでな

しにローカル線等予想以上に伸びると

いうふうに見ていくのですが、そ

う一番隘路は何ですか。日航等の競争

関係ですか、ローカル線ばかり不採

算路線をもらはうという問題ですか、乗

員の問題ですか、新しい分野だからで

すか。そういう形の協力はできると思いま

す。そういう形の協力はできると思いま

といいますかそういう点と、それから局長、佐橋さんにお伺いしたいのです

が、四十五年のあいう航空輸送のな

にが、一体それは乗員はどういう要

ことになつておりますか。そういう

ことを一つ。それだけです。

○参考人(中島征帆君) 簡単にお答え

いたします。ローレス・ロイスのエン

ジンは、これは最初の試作第一号、第

二号機の場合と、それから少し大量に

注文した場合はだんだん低くなりま

す。最初買いますのは約一台が五千五

百万円でございます。それから将来私

ども量産にかかりますときには、一台

二千六百万円ぐらいでございます。将

来は二千六百万円ぐらいまで下がると

思っております。

○参考人(美土路昌一君) 私の申し上

げました経済審議会の発表といいます

のは、言葉が足りませんなんのです

が、あれに載つております基準に比べ

ましてといふ意味でございまして、お

詫のよう利用者が非常に激増いたし

ます。それで私の方といつてしまして

は、明年度の春ころに作りますダイヤ

は、大阪では十五分置きに飛行機が出

るという、私のところのだけがとい

計画になるほど旅客は激増いたしま

す。そこでこれにいろいろの隘路がござりますのですが、操縦士の方は何といたしましても十分確信の持てる訓練

をしたものでないと操縦士には使えま

せんし、航空局においても免状がもら

えませんのですから、無理々をしな

がらも増員をいたしますだけの操縦士

は今日まで作り、すでに明年度の操縦

士も準備をいたしております。しかし

困難な程度においては、今後の發展に

はまだ相当の困難があるということ

は、先ほど申し上げた通りでございま

す。

それともう一つは、この飛行場が非

常に不備でございまして、どこの飛行

場でもほとんど全天候に飛べるとい

うようなところがきわめて少のうござ

ります。従つてダイヤを組みます上にお

よなうなところがきわめて少のうござ

ります。従つてダイヤを組みます上にお

を相当持つておりますけれども、これ

は國とあわせて考えるべきことであり

ますて、國でそういう飛行場の設備が

十分してもらえるようになければ飛べる

のではないか。また私の方でも飛行機

だけ増強いたしまして便利のいいよう

にする。両方がどつちも足りない点が

相当あるようでござります。明年度に

おきましたは先ほど申しますように相

当量ふえますから、少なくとも各地に

二便以上、三便、あるいは遠いところ

では五便くらいでも出したいと思つて

おります。今の旅客数の激増といふも

のは非常なものでございまして、ある

ことは、それでもようやく増強いたしまして、ある

ことが、貨物は従来飛行機は少のう

あるいは倍数になつておる路線もこ

ざいますから、一時北海道の方は前年

度より倍増した乗客を運んでおるとい

うような状態でございまして、この旅

客の激増にどうして対処するかといふ

ことが今問題で、私ども頭痛の種でござりますが、これはまあ順次いろいろ

の隘路をうんと通つていきまして、氣

長くやっていかなければならぬのじや

ないかと思います。

で、今言うような飛行場の設備の悪

いところがありまするしいたしまし

て、これはまあ私の方の会社の責任は

全部たなび上げてしまふことであります

いたしましても十分確信の持てる訓練

をしたものでないと操縦士には使えま

せんし、航空局においても免状がもら

えませんのですから、無理々をしな

がらも増員をいたしますだけの操縦士

は会社の公益性といふものにかんがみ

ます。それほどなんですか。

○参考人(中島征帆君) この飛行機だ

けでありましたら解消になると思いま

るいは川崎なんですね、そういうとこ

を相当持つておりますけれども、これ

は國とあわせて考えるべきことであり

なりませんし、それから次にやはりさ

らに新型のものを、どういう格好にな

りますか、それをまた統けてやりた

ります。今度通産省とこういうことになつ

ておるわけですね。研究機関で最高の

スタッフだからやむを得ぬとは思いま

すが、たとえば三菱重工業でジェット

機を作っていますね。ジェット機を

作つておるのに、この百五十機という

のがまかなえるほど豊富な人材とな

いふておられるのか。もしそうで

あつたならば、これがうまくいかな

かつた場合には一体工事はどうなる

か、あるいはジェット機がちょうどな

くなるころ、この百五十機がいくのかど

うか、またこの百五十機が今度それ以

上にどんどん伸びていくのかどうか。

伸びなかつた場合どうかと、不安定で

あるようであるし、安定であるとする

ならば相当余剰の職員と施設を持つて

おると、そんなに余剰があるようだつ

たらば、そういうところで研究やつ

もらつてもけつこうだと、國からた

くさんの金出さぬでも当分そのあとは

相当な黒字になるのだから。一体どう

いうお考えですか、簡単でかつこうで

すから……。

○参考人(中島征帆君) 現在の状況で

はそれほどめちゃくちゃな余裕がある

わけではございません。ただお話をよ

うに、当然に今やつております軍用機

関係あるいは¹⁰⁴ といふようなものはい

ずれなくなると、将来やはりこういう

ようなものに転換しなければならない

のでござりますけれども、そういう意

味でどうしてもやらなくてはならない

い。しかし現在とにかく仕事がござ

ますので、私たちの方の要求と技術要

員等におきましても競合するわけでござ

ざいます。それをまあ無理とにかく一番優秀な人をよこせ、また技術要員も所定のものをよこせということで、かなり私ども無理を通してやつておるわけございまして、実際向こうは人間が多くござりますから、ある程度融通がつきますけれども、何とかやっていります。いずれは製作が始まりますと、104等との競合関係が起こる心配がございまして、いつごろになりますか、まだ試作期間中に、そういう時期がちょっと起ころる心配がござりますけれども、これも何とかそこは乗り切れるのではないか、最後まで乗り切れないのではないか、最後まで乗り切れなかつた場合はどうなるかと、これは結局時間が少し延びることになります。期間はどうしても続けてやりたいと思うから、何とかしてこれは両方の調整をとつて、乗り切りたいと思っております。それが過ぎますと、向こうの方は機数がきまつておりますから手がすきますから、十分にこちらに協力できるとは思いますが、最初からそれだけ余裕があるわけではありませんか、最初から傍系会社にこれを全部やらせるといつてもできない状況だったわけであります。

○参考人(中島征帆君) 百二十三名というのは大体三菱系、川崎、昔の中島系、こういうところから集めておりましたのですか。

○参考人(中島征帆君) 百二十人のうちは半分足らず、五十数名がございました。あとは当会社で集めました。これは官庁その他から来ましたのもおりましたけれども、新しく当会社でやりましたのを含めまして百二十人、こういうことであります。

ざいます。それをまあ無理とにかく一番優秀な人をよこせ、また技術要員も所定のものをよこせということで、かなり私ども無理を通してやつておるわけございまして、実際向こうは人間が多くござりますから、ある程度融通がつきますけれども、何とかやっていります。いずれは製作が始まりますと、104等との競合関係が起こる心配がございまして、いつごろになりますか、まだ試作期間中に、そういう時期がちょっと起ころる心配がござりますけれども、これも何とかそこは乗り切れるのではないか、最後まで乗り切れないのではないか、最後まで乗り切れなかつた場合はどうなるかと、これは結局時間が少し延びることになります。期間はどうしても続けてやりたいと思うから、何とかしてこれは両方の調整をとつて、乗り切りたいと思っております。それが過ぎますと、向こうの方は機数がきまつておりますから手がすきますから、十分にこちらに協力できるとは思いますが、最初からそれだけ余裕があるわけではありませんか、最初から傍系会社にこれを全部やらせるといつてもできない状況だったわけであります。

○委員長(鈴木亨弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

参考の方々に一言お札を申し上げます。本日は長時間にわたり貴重な御意見を拝聴し、まことにありがとうございます。当委員会といしましては、本日の御意見を十分参考として今後の審議を進める所存でございます。どうもありがとうございました。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案、以上二案を便宜一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただいま御提案になりました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案について、主として都部の町村単位に、その中小企業問題につきましては、これから諸般の施策を講じて参ったところがありますが、從来各種の施策に均してあります。従来各種の施策について提案理由を御説明いたします。

このように事情から今回本改正法律案を提案することといたしました次第であります。この内容の概要について以下ご説明いたします。

この法律案の骨子は、都道府県商工連合会及び全国商工会連合会の組織について定めるとともに、これらの連合会の行なう指導事業の一部について

置を講ずることができるようになります。

この法律の施行後本年二月末までにすでに全国で千六百五十四の商工会が設立され、昭和三十六年度中にはその数は約二千三百に達する予定であります。これが、これらの商工会は比較的単位が小さく、その組織もまだ強固なものとはいえず、期待されている事業の円滑なる実施と事業内容の一そらの充実をはかるために、これらの指導連絡に当たる組織を確立する必要性が痛感されて來たところであります。

右のような必要性から、すでに全国四十三の都道府県商工会連合会及びその上部組織としての全国商工会連合会が、任意団体または社団法人の形で誕生しておりますので、これを法制化とともに、これが事業活動についての助成措置を講ずる必要があるわけでありまして、すでに昨年四月、現行法が衆議院において可決されました際、附帯決議として、商工会の連合会組織の法制化をすみやかに実現するよう要請されていましたところであります。

このようないきな事情から今回本改正法律案を提案することといたしました次第であります。この内容の概要について以下ご説明いたします。

この法律案の骨子は、都道府県商工連合会及び全国商工会連合会の組織について定めるとともに、これらの連合会の行なう指導事業の一部について

国の助成措置を規定するものであります。

第一に、都道府県商工会連合会は、都道府県ごとに一個とし、その会員たる資格を有する者は、当該都道府県の

地区内に主たる事務所を有する商工会としてあります。また、全国商工会連合会は全国を通じて一個とし、その会員たる資格を有する者は都道府県商工連合会としてあります。

第二に、商工会連合会の事業について、商工会の組織または事業についての指導連絡、商工業に関する情報まとめます。

第三に、商工会連合会の運営について、商工会の組織及び提供、商工業に関する調査研究、展示会等の開催またはそのあせん、技能または技術の普及と検定、関係経済団体との提携または連絡、意見の具申または建議、その他商工会の健全な発達をはかるための必要な事業を行なうこととなつておられます。

第四に、都道府県商工会連合会は、地区内の商工会の二分の一以上が加入し、全国商工会連合会は二十五以上の都道府県商工会連合会が加入するものであります。通商産業大臣の認可を受けられれば、通商産業大臣の認可を受けたことと定めて置かれています。また、その管理、運営等についても所要の規定が置かれております。また、連合会の公共的性格にかんがみまして、そのものも次第に困難となつてきているのであります。

第五に、商工会連合会の商工会に付ける指導致する経費の一部について

このため、政府は従来とも離職者対策その他の施策を推進してきたのであり

ますが、御承知のよう、炭鉱失業はややもすると集中的かつ大量に発生するおそれがあるのみならず、その地域全体が失業するという事態の発生する危険が少なくないのです。さらに失業者の過去の生活環境、年令構成、技能程度から見て、これを労働に対する需要の大きな地方へ移動せしめると、いわば対策には、重大な限界があることを認めざるを得ないのであります。そのためにはどうしても現地において雇用の機会を創造し、増加させていくという施策が必要になるのであります。

また石炭は、産炭地域においては、

今日でもなお競合エネルギーに対し経済的優位を保っているのであります。

石炭需要を産炭地域において極力確保するため、産炭地発電の推進、その他

の対策を進めてゆく必要があるものと考えるのであります。

このためには、単一経済地帯である現在の産炭地域に新しい産業を導入し、育成し、多角的な産業地帯を作り出してゆくという方向が選ばれなければならぬのであります。これはひとりわが国に特有の事情ではなく西欧諸国においても産炭地域の振興には、特に力をいたしているのであります。

この法律案は、このよう考え方のもとに産炭地域を振興するための基本的方向と具体的な計画を定め、国の施策を統一的かつ集中的に進めてゆくことを企図しているものであります。これがこの法律案の内容の第一の点であります。このため、通商産業大臣は、産炭地域振興基本計画と同実施計画を定

めることとしておりますが、この基本計画には国民经济的観点または実施計画相互の関連等の觀点から実施計画策定の基本となる事項について、また実施計画には各地域の特殊性をも十分考慮に入れた具体的な事項について計画を定めることとしております。なお

これらの計画策定にあたっては、産炭地域振興審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関と十分協議をする建

前をとつております。なお

この法律は、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、有効期間を五年とする臨時措置法とすることとしたま

だしました。

以上簡単にございましたが、この法律案の提案理由およびその要旨について御説明申し上げました。

何とぞ慎重審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

内閣の第二点は、通商産業大臣は、そ

れらの計画策定するためには、事前に十分調査をし、真に実効性のあるものとする必要があります。

この種の計画を定めるためには、事前に十分調査をし、真に実効性のあるものとする必要があります。

調査費が予算に計上されれており、この法律案の提出理由およびその要旨について御説明申し上げました。

何とぞ慎重審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鈴木重弘君) 計画の質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分解散会

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

二、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

三、商工業に関する調査研究を行なうこと。

四、展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五、商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと。

六、関係経済団体との提携又は連絡を行なうこと。

七、商工会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

八、行政庁等の諸間に応じて、答申すること。

九、前各号に掲げるもののほか、都道府県連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

十、全国連合会は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十一、都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。

十二、都道府県連合会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 商工会連合会

第一節 通則

第五十五条の二 商工会連合会(以下「連合会」という。)は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

一方税の減免に伴う措置、減価償却の特例その他一般的な措置として当面必要と考えられるものにつきまして規定いたしました。

すが、この法律案におきましては、地

方税の減免に伴う措置、減価償却の特

例その他一般的な措置として當面必要

と考えられるものにつきまして規定いたしました。

第五十五条の三 連合会は、都道府県連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商工会連合会(以下「全国連合会」という。)とする。

第五十五条の四 連合会は、法人とする。

第五十五条の五 連合会は、法人と称を用いなければならない。

一、都道府県連合会にあつては、

二、その地区的都道府県の名称を冠する商工会連合会

三、全国連合会にあつては、全国

会といふ名称を用いてはならない

(数)

第五十五条の六 都道府県連合会は、都道府県ことに一個とし、そ

の地区は都道府県の区域による。

二、全国連合会は、全国を通じて一

個とする。

(準用)

第五十五条の七 第六条、第九条及

び第十条の規定は、連合会につい

て準用する。

第二章の二 商工会連合会

第一節 通則(第五十五条の二 第五十五条の七)

第二節 事業(第五十五条の八 第五十五条の九)

第三節 会員(第五十五条の十 第五十五条の十三)

第四節 設立(第五十五条の十四 第五十五条の十五)

第五節 管理等(第五十五条の十六 第五十五条の十八)

第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六条)

第一条中「商工会を設け」を「商工会及び商工会連合会を設け」に、「商工会

議所」を「商工会連合会並びに商工会議所」に改める。

三 前項第一号から第四号まで、

第六号及び第八号に掲げる事業

四 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するた

めに必要な事業を行なうこと。

(準用)

第五十五条の九 第十二条の規定

は、連合会について準用する。

第三節 会員

(資格)

第五十五条の十 都道府県連合会の

会員たる資格を有する者は、その

地区内に主たる事務所を有する商

工会とする。

2 全国連合会の会員たる資格を有

する者は、都道府県連合会とす

(加入)

第五十五条の十一 都道府県連合会

は、会員たる資格を有する者が都

道府県連合会に加入しよるとする

ときは、正当な理由がないのにそ

の加入を拒み、又はその加入につ

き不當な条件を附してはならな

い。

2 都道府県連合会は、全国連合会

が成立したときは、すべてその会

員となる。全国連合会が成立した

後において成立した都道府県連合

会についても、同様とする。

(脱退)

第五十五条の十二 都道府県連合会

の会員は、六十日前までに予告

し、事業年度の終りにおいて連合

会を脱退することができる。

2 全国連合会の会員は、解散によ

つて脱退する。

(準用)

第五十五条の十三 第十五条から第

十八までの規定は、連合会の会

員について準用する。

2 第十九条第二項及び第二十条の

規定は、都道府県連合会の会員に

ついて準用する。

第四節 設立

(発起人)

第五十五条の十四 都道府県連合会

を設立するには、その会員になろ

うとする五以上の商工会が発起人

となることを要する。

2 全国連合会を設立するには、そ

の会員になろうとする五以上の都

道府県連合会が発起人となること

を要する。

(準用)

第五十五条の十五 第二十二条から

第二十七条までの規定は、連合会

の設立について、準用する。この場

合において、第二十三条第二項第

二号中「第十三条本文に規定する

者の二分の一以上」とあるのは「都

道府県連合会にあつては第五十五

条の十第一項に規定する者の二分

の一以上、全国連合会にあつては

同条第二項に規定する者の二十五

以上」と、同項第三号中「その地区

内の商工業の総合的な改善発達

とあるのは「商工会の健全な発達」

と読み替えるものとする。

(第五節 管理等)

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 会員の加入及び脱退に関する

事項

六 会員の権利及び義務に関する

事項

七 会費に関する事項

八 役員に関する事項

九 総会に関する事項

十 経理に関する事項

十一 事業年度

十二 公告の方法

(役員)

第五十五条の十七 連合会に、役員

として、会長一人、副会長五人以

内、理事二十人以内（全国連合会

にあつては、十人以内）及び監事

三人以内を置く。

2 都道府県連合会の役員は、その

会員たる商工会の会員（法人にあ

つては、その役職員）でなければ

ならない。ただし、理事は、都道

府県連合会の運営上特に必要があ

る場合には、その定数の五分の一

以内に限り、その会員たる商工会

の会員（法人にあつては、その役

職員）であることを要しない。

3 都道府県連合会の設立当時の役

員は、その会員になろうとする商

工会の会員（法人にあつては、そ

の役職員）でなければならない。

4 前二項の規定は、全国連合会の役員について準用する。この場合において、これらの項中「商工会」とあるのは、「都道府県連合会の会員たる商工会」と読み替えるものとする。

5 前章第七節の規定は、連合会の定は、連合会の規約について準用する。

第五十五条の十八 第二十九条の規定は、連合会の規約について準用する。

2 第三十一条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連

合会の役員について準用する。

3 第三十七条から第三十九条まで及び第四十四条第二項の規定は、連合会の役員について準用する。

4 第四十二条第一項の規定は、連

合会の役員について準用する。

5 第四十四条第一項の規定は、連

合会の会員について準用する。

6 前章第七節の規定は、連合会の

解散及び清算について準用する。

第五十六条中「又は商工会議所」を

「若しくは商工会議所」に、「又は技術の改善普及事業」という。の実施に要する経

費又は經營改善普及事業に關し都道

府県連合会が商工会を指導するのに要する経費」に改め、同条に次の一

項を加える。

2 国は、政令で定めるところによ

り、全国連合会に対し、予算の範

圍内において、經營改善普及事業

に關し全国連合会が商工会及び都道府県連合会を指導するのに要す

る經費の一部を補助することがで

きる。

3 国は、政令で定めるところによ

り、全国連合会に対し、予算の範

圍内において、經營改善普及事業

に關し全国連合会が商工会及び都道府県連合会を指導するのに要す

る經費の一部を補助することがで

きる。

4 前二項の規定は、連合会の

運営上特に必要がある場合に

適用する場合を含む。」を加える。

第五十六条中「第五十条第一項」及

び「同項」の下に「第五十五条の十八

第五項において準用する第二二

条第二項」とあるのは、「第五十

五条の十五において準用する第二二

条第二項」と読み替えるものとの

とする。

5 第四十九条、第五十条並びに第

五十二条第一項、第二項及び第五

项の規定は、連合会の監督につい

て適用する。この場合において、

第二号」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二二

条第二項」と読み替えるものとの

とする。

6 第四十二条中「第二十三条第一項」

の下に「(第五十五条の十五において

準用する場合を含む。」を加える。

第七条第一項中「第五十条第一項」及

び「同項」の下に「第五十五条の十八

第五項において準用する第二二

条第二項」とあるのは、「第五十

五条の十五において準用する第二二

条第二項」と読み替えるものとの

とする。

7 第四十二条中「第二十三条第一項」

の下に「(第五十五条の十五において

準用する場合を含む。」を加える。

条の十八第三項において準用する場合を含む。)を加え、「又は第三十九条後段」を「第三十九条後段(第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。)又は第五十五条の十第一項」に改め、同条第三号中「第二十二条第六項」及び「第二十七条」の下に「(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)を、「第四十七条」の下に「(第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。)を加え、同条第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)を、「第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)を加え、「第四十四条规定の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

2 改正後の商工会の組織等に関する法律(以下「新法」という。)第五十五条の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(社団法人の都道府県商工会連合会への転移)

第三条 この法律の施行の際現に存する民法(明治二十九年法律第十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、新法第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)を、「第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)を加え、同条第五号中「第四十九条第一項」の下に「(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)を加え、同条第六号中「第四十四条第二項」の下に「(第五十五条の十八第八項において準用する場合を含む。)を加え、「第五十五条の十八第八項」の下に「(第五十五条の十八第八項において準用する場合を含む。)を加え、同条第六号中「第四十九条第一項」の下に「(第五十五条の十八第八項において準用する場合を含む。)を加え、同条第七号中「第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)を加える。

二十二条第六項」及び「第二十七条」の下に「(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)を、「第五十五条の十五において準用する場合を含む。)を、「第四十七条」の下に「(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)を加え、「第四十四条规定の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

3 第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務(当該社団法人がその行なう事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 民法第六十九条本文の規定は、前項の決議について準用する。
3 第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務(当該社団法人がその行なう事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

4 第一項の規定により都道府県商工会連合会を設立する場合には、当該社団法人は、当該都道府県商工会連合会の成立の時に解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

5 前項の規定により社団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第六十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号中「商工会」の下に「商工会連合会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第八号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

(商工会議所法の一一部改正)

第八条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第一六八二号 昭和三十六年四月四日受理

物価値上げ反対等に關する請願 請願者 秋田県北秋田郡合川町駅前 松岡俊夫外八千百十五名

(商工会議所法の一一部改正)

第九条 この法律の施行の際現に改正前の商工会議所法第六十六条第二項の規定により日本商工会議所の会員である商工会議所に準ずる

二項の規定により日本商工会議所の会員である商工会議所の会員たる

資格については、なお從前の例による。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域振興法制定促進に関する請願(第一六五五号)

一、物価値上げ反対等に關する請願(第一六八二号)(第一六八三号)

一、中小企業振興策確立促進に関する請願(第一七二四号)

一、公共料金値上げ反対に關する請願(第一七二三号)

一、物価値上げ反対等に關する請願(第一七九四号)

第一六八三号 昭和三十六年四月四日受理

物価値上げ反対等に關する請願 請願者 長崎県西彼杵郡高島町田中光利外九千八百三十三名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一六五五号 昭和三十六年四月四日受理

物価値上げ反対等に關する請願 請願者 神戸市兵庫区荒田町三塩住

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一七二四号(昭和三十六年四月五日受理)

物価値上げ反対等に關する請願 請願者 あい外六千九百三十名

紹介議員 大森 創造君

失業と貧乏をなくし国民生活の向上を

はかるため、(一)公共料金をはじめとする物価値上げを抑制する措置を講ず

災害のひん発等による特別財政需要の著増があり、さらにこれら的事情に伴う社会不安をささえている実情であるから、産炭地域振興法の制定を促進せられたいとの請願。

ること、(二)全国一律八千円の最低賃金法を制定すること、(三)ILO条約を批准し労働基本権を確立させることと、(四)合理化による首切り、労働条件切下げを禁止し、労働時間の短縮と完全雇用を確立させること、(五)臨時工、社外工制度を禁止し、すべての労働者が本雇い化される措置を講すること、(六)失業保険八割給付と二箇年延長を実現すること、(七)生活保護基準の二倍引上げと失対賃金の最低六百円引上げを実現すること、(八)厚生年金積立金を勤務者福祉にまわし、勤労者住宅を大量に建設すること、(九)教育基本法の改悪反対、高校全員入学、父母の教育費負担全廃、すし話教室の解消を図ること、(十)大幅国庫負担による医療費の拡大と小児までの大量輸入を図ること、(十一)小貧農六割切り捨ての農業基本法改悪に反対、(十二)老後を安心できる内容に改められるまで国民年金法の実施を延期すること、(十三)所得五十万円まで免税とし商工業者に対する自家労賃の控除を認めること、(十四)安保条約廢棄、日中國交回復、日ソ平和条約の締結を促進すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第一七二三号 昭和三十六年四月五日受理

請願者 広島市塙瀬町一ノ四四

五百名

政府や関係当局は、昭和三十六年度予算を編成するにあたって、国鉄運賃、郵便料金さらには医療費、ガソリン税

等の値上げを意図しているが、これで物価の値上げは、国民生活を破壊するものであり、これを黙視することはできない。物価値上げ政策は、國が政治の分野において措置しなければならないものであり、このことは同時に、現在の政治が国民大衆を犠牲にし、一部独占資本の利益を擁護していることを意味するものであり、政府並びに関係当局に対し反省を促すところであるから、国鉄運賃等公共料金値上げについては、これが実現しないよう善処せられたいとの請願。

第一七九三号 昭和三十六年四月六日受理

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

中小企業振興施策確立促進に関する請願

老後を安心できる内容に改められるまで国民年金法の実施を延期すること、(十二)小貧農六割切り捨ての農業基本法改悪に反対、(十三)所得五十万円まで免税とし商工業者に対する自家労賃の控除を認めること、(十四)安保条約廢棄、日中國交回復、日ソ平和条約の締結を促進すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第一七九四号 昭和三十六年四月六日受理

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

東北開発促進計画改定等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

第一條 この法律は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

(産炭地域の範囲)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち当該石炭産出地域における鉱工業の振興と密接な関連を有する地域であつて、政令で定めるものをいう。

第三条 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

第四条 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

第五条 その他の当該地域における鉱工業の振興に関する重要な事項

第六条 当該地域における鉱工業の振興による雇用の拡大に関する事項

第七条 の拡大に関する事項

第八条 当該地域における鉱工業の振興による雇用の拡大に関する事項

第九条 その他の当該地域における鉱工業の振興に関する重要な事項

第十条 実施計画は、この法律の施行後二年内に定めるものとする。

第十一条 実施計画は、前条第三項及び第四項の規定は、実施計画について準用する。

(調査)

第十二条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要な事項について産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定

額することにより保証協会の保証料の引下げ措置を図ること、(四)不振協同組合に対する再建整備の特別措置を講すること、(五)事業協同組合に対する税制、金融上の特典をすみやかに付与し零細企業の組織強化を図ること、(六)労働関係法を中小企業の実情に適用するよう法改正を行なうとともに零細企業に対する特別の措置を講ずること、(七)中小企業災害対策特別立法を制定し災害補償制度及び災害復旧資金の特別融資措置を講すること、等の実現を促進せられたいとの請願。

第一七九四号 昭和三十六年四月六日受理

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

東北開発促進計画改定等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

第一條 この法律は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

(産炭地域振興実施計画)

第二条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画に定める地域の区分ごとに、基本計画の実施を図るために必要な産炭地域振興実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

第三条 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

第四条 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

第五条 その他の当該地域における鉱工業の振興に関する重要な事項

第六条 当該地域における鉱工業の振興による雇用の拡大に関する事項

第七条 の拡大に関する事項

第八条 当該地域における鉱工業の振興による雇用の拡大に関する事項

第九条 その他の当該地域における鉱工業の振興に関する重要な事項

第十条 実施計画は、この法律の施行後二年内に定めるものとする。

第十一条 実施計画は、前条第三項及び第四項の規定は、実施計画について準用する。

(調査)

第十二条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要な事項について産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定

後一層強力かつすみやかに推進せられたとの請願。

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域振興臨時措置法案

第二条 この法律は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

第三条 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

第四条 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

第五条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要な事項について産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定

めるために必要な事項についての調査を行なうものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第六条の規定により、地方公共団体が、産炭地域のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) 第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額 (固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。) について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度 (これらの措置が地方交付税法の規定による当該各年度分の普通

交付税の額が決定された後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度) における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(施設の整備等)

第七条 国及び地方公共団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

第八条 国の行政機関の長又は道府県知事は、産炭地域内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) その他の法律の規定による許可その他の処分を求られたときは、当該地域内の鉱工業の振興が促進されるよう配慮するものとする。

第九条 地方公共団体が実施計画の円滑な実施を図るために行なう事業の実施に要する経費に充てるため起つた地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十条 政府は、実施計画の円滑な実施を図るため、実施計画に基づいて鉱工業を営む者に対し、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(施行期日)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。